

# 超臨場感コミュニケーション産学官フォーラム 企画推進委員会運営要綱

## （設 置）

第1条 企画推進委員会（以下「本委員会」という。）は、超臨場感コミュニケーション産学官フォーラム（以下「本会」という。）規約第16条に基づき設置する。

## （任 務）

第2条 本委員会は、次の活動を行う。

- （1）幹事会における議決事項の運用
- （2）幹事会への活動内容の提案
- （3）部会相互の連絡及び支援
- （4）前各号に掲げるもののほか、本会を円滑かつ効率的に運営するために必要な活動

## （構 成）

第3条 本委員会は、別紙に掲げる委員により構成される。

## （庶 務）

第4条 本委員会の庶務は、本会の事務局が行う。